

2022年5月10日

2019年度以前に上級タンデム技能証を取得した皆様

JHF 教員・スクール事業委員会

2019年3月の上級タンデム技能証初回検定で合格した方と、2019年度中（2019/4/1～2020/3/31）に合格した方の有効期限は、2023年3月31日です。有効期限が切れると、同乗者に制限がある「タンデム証」になります。

引き続き上級タンデム証を有効にするためには、今年度、2022年4月1日～2023年3月31日の間に「継続」検定を受検してください。合格すると、有効期限が3年延長されて2026年3月31日までとなります。

今年度の検定会の予定は下記の通りです。受検希望者が10名以上に達した場合は下記以外の場所・日程でも開催を検討しますので、JHF事務局にお知らせください。

受検希望の方は JHF サイトの上級タンデム技能証検定会のご案内ページよりお申し込み入力をお願いします。

https://jhf.hangpara.or.jp/support/info/2022/jyokyutandem_kenteikai_2022.html

石川県獅子吼エリア	6/1～2
山形県十分一エリア	6/7～8
北海道ルスツエリア	6/20～21
静岡県朝霧エリア	6/18～19、11/14～15、2023/1/23～24、3/4～5
和歌山県紀の川エリア	2023年2月
九州（熊本県阿蘇エリア他）	11月

上記予定は変更する場合があります。日程が確定し次第、JHF サイトの上級タンデム技能証検定会のご案内ページにてお知らせします。

継続検定の内容

事前提出物：1 参加申込（上級タンデム検定案内ページよりご入力ください）

2 JHF 様式健康診断書（同検査項目がある一般健康診断書でも可。
受検日から過去1年以内に発行されたものに限る）

3 参加誓約書

検定料金：20,000円

実技検定：ソロショートフライト/グラウンドハンドリング、ソロ高高度フライト、
タンデム高高度フライト

学科講習：事故情報と対策、最新タンデム情報、フリーディスカッション等

学科試験：免除

上級タンデム検定員の受検について

上級タンデム証と教員技能証を併せ持つ者は、上級タンデムの検定をする上級タンデム検定員になることができます。

上級タンデム検定員本人が継続のための検定を受ける際は、検定会に検定員を 4 名以上配置することにより、検定員本人の検定を、他の 3 名の検定員が実施することができます。

上級タンデム証の有効期限が切れた後で再受験する場合

上級タンデム証の有効期限は「3 年」となっていますが、初回合格時及び、一度有効期限が切れてから受験した場合は、合格日から 2 年経過後の 3 月 31 日が有効期限となりますのでご注意ください。

以 上